

筑紫野市地域クラブ活動運営方針

令和8年4月

筑紫野市部活動地域展開実行委員会

目次

1	本方針の策定の経緯及び位置付けについて	…P1
2	筑紫野市における休日地域クラブ活動の基本方針	…P1
3	筑紫野市地域クラブ活動の運営体制について	…P1
4	休日部活動地域展開開始スケジュール	…P1
5	休日地域クラブ活動のルールについて	…P2
	(1)活動ができない日	…P2
	(2)活動時間	…P2
	(3)休養日の設定	…P2
	(4)指導者派遣について	…P2
	(5)指導者謝金額について	…P2
	(6)指導者数について	…P3
	(7)指導者謝金支払い上限について	…P3
	(8)指導者研修について	…P3
	(9)地域クラブ指導者の指導方針及び個人情報保護について	…P3
	(10)実行委員会、学校、指導者間での信頼関係構築について	…P4
	(11)受益者負担について	…P4
	(12)年間活動計画、月間活動計画の作成について	…P4
	(13)各校コーディネーターの服務等について	…P4
	(14)保険加入について	…P5
	(15)学校等との連携について	…P5
	(16)大会参加について	…P5
	(17)安全管理及び事故防止について	…P5
	(18)各種ハラスメントの防止について	…P5
	(19)実行委員会事務局の所在及び保護者からの問い合わせ先について	…P6

1 本方針の策定の経緯及び位置付けについて

筑紫野市では、令和 6 年 4 月に策定した「第七次筑紫野市総合計画」において「ひとが輝き 自然が息づく 住み続けたい幸福実感都市」という将来都市像及び重点施策として「こどもまんなか社会の実現～子育て支援と教育の充実～」を掲げ、様々な施策に取り組んでいます。

国においては、令和 2 年 9 月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」が示され、学校部活動の段階的な地域移行の考え方が示されました。令和 4 年 12 月には「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 年間で改革推進期間と定められました。なお、この国のガイドラインは「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（以下、「国のガイドライン」という）」と名称を変更し、令和 7 年 12 月に改訂されています。

福岡県においても、令和 8 年 3 月に「福岡県における地域クラブ活動の推進に向けたガイドライン」（以下、「県のガイドライン」という）が策定されています。

このような動きを受け、本市においても令和 7 年 3 月に「筑紫野市部活動地域移行実施方針」を策定し、令和 8 年度から市内 5 中学校において段階的に休日部活動を地域展開していくことを決定しました。

本方針は、本市における部活動地域展開後の休日地域クラブ活動の基本的な考え方及び運営にあたってのルールを定めたものです。

2 筑紫野市における休日地域クラブ活動の基本方針

本市における地域クラブ活動は、以下の方針に基づき運営します。

- (1)勝利至上主義ではなく、参加生徒全員の満足度を高める活動を行う
- (2)体罰及び各種ハラスメント防止の徹底
- (3)部活動と地域クラブ間で活動方針の共通理解を図る

3 筑紫野市地域クラブ活動の運営体制について

本市の地域クラブ活動の運営は、「筑紫野市部活動地域移行実施方針」に基づき、「筑紫野市部活動地域展開実行委員会」が担います。なお、筑紫野市部活動地域展開実行委員会は、筑紫野市スポーツ協会、筑紫野市文化協会、筑紫野市中学校校長会、筑紫野市中学校教頭会、筑紫野市教育委員会で構成されます。

4 休日部活動地域展開開始スケジュール

令和 8 年度 天拝中学校

令和 9 年度 筑紫野中学校、筑山中学校

令和 10 年度 二日市中学校、筑紫野南中学校

※各年度開始時期は事務スケジュールの都合上年度の途中からとなります。

(4月からすぐ開始という訳ではありません)

※本方針策定日時点で平日の地域展開スケジュールは未定です。

5 休日地域クラブ活動のルールについて

(1)活動ができない日

原則、学校が定める部活動を実施しない日（学校閉庁日及びテスト前期間等）は地域クラブ活動も実施しないこととします。但し、上記日程であっても公式大会等がある場合は出場（活動）可能です。また、公式大会等の上位大会（筑前大会、県大会等）への出場が決まっていて、その調整のために活動したい場合に限っては、実行委員会までご相談ください。

(2)活動時間

1日3時間まで

※但し、大会や試合参加の場合はこの限りではなく、大会及び試合参加に必要な最小限の時間まで活動可能とします。

※国のガイドラインに基づき、平日の部活動及び休日の地域クラブ活動での週あたりの活動時間は最大11時間（平日2時間程度、休日3時間程度）までとします。短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行えるよう努めるものとします。

(3)休養日の設定

国のガイドラインに基づき、原則として週あたり休日のうち1日は休養日を設定します。なお、公式大会前等で調整が必要な場合で、土日どちらも活動したい場合は、月間ベースで調整し、原則の休養日数を守るようにしてください。

(4)指導者派遣について

地域クラブ活動時の指導者は筑紫野市地域クラブ活動指導者バンクの登録者から派遣するものとします。なお、派遣可能者が複数いる場合は、以下の優先順位に基づき派遣します。

- ①平日部活動の指導者（顧問、外部指導者）
- ②当該地域クラブの競技等の指導力（専門性）があると認められる方
- ③当該地域クラブの競技等の指導力（専門性）はないが、生徒の安全管理及び見守り等が実施できると認められる方

(5)指導者謝金額について

主任指導者…1,600円/時間

補助指導者…1,250 円/時間

※主任指導者は、生徒に事故等が起きた場合に対応する現場責任者、補助指導者は主任指導者のサポートという位置付けになります。

※両方とも必ずしも専門的指導スキルが必要ではありません。

※謝金額は月末締め、翌月 21 日に各指導者の個人口座に振り込みます。

(6)指導者数について

基本は 1～2 名体制とします。

※1 名体制の場合（主任指導者 1 名）

※2 名体制の場合（主任指導者 1 名、補助指導者 1 名）

※地域クラブの年間参加平均人数が 27 名を超えると見込まれる場合は指導者を 3 名まで派遣可能とします。（主任指導者 1 名、補助指導者 2 名）

(7)指導者謝金支払い上限について

謝金の支払いについては、以下のとおりとします。

通常活動（練習）日…1 日 3 時間分を上限とします

大会（試合）日…上限なく、活動を行った時間分を支給します

※大会（試合日）の移動時間は活動時間に含めず、会場に到着してから現地で活動終了の時間までを活動時間としてください。

※謝金には交通費も含めます。公式大会等の上位大会に出場する場合で、試合会場が著しく遠方である場合はこの限りではありません。

(8)指導者研修について

実行委員会では、以下のとおり指導者研修を実施します。該当する指導者は必ず受講するようにしてください。

指導者研修①…派遣決定後、派遣前に実施（WEB 受講を想定）

指導者研修②…既に派遣されている指導者が年 1 回必ず受講（WEB 受講を想定）

※応急手当や心肺蘇生法（AED）の基本を学ぶ救急講習については、各校コーディネーターは受講を必須とします。各地域クラブに派遣する指導者の受講は努力義務とします。

(9)地域クラブ指導者の指導方針及び個人情報保護について

各地域クラブに派遣された指導者は本方針の「2 筑紫野市における休日地域クラブ活動の基本方針」に従って指導を行うものとします。また、地域クラブ指導にあたり知りえた個人情報等は、地域クラブの指導目的以外で使用することを禁止します。

また、生徒・保護者に連絡をする必要がある場合は、保護者への連絡を基本とし、

指導者と生徒間での連絡先の交換は原則禁止とします。指導者、生徒間において私用で会うこと（例：食事に行く等）も禁止とします。

(10) 実行委員会、学校、指導者間での信頼関係構築について

- ① 実行委員会は、指導者育成のため、指導者が実行委員会に対し相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、派遣している指導者と定期的に面談を実施します。
- ② 実行委員会は、学校、外部指導者間の信頼関係構築のため、必要に応じて面談等を実施するものとします。

(11) 受益者負担について

国のガイドラインによると、「地域クラブ活動は受益者に応分の負担をしていただくこと」とされています。本市では、令和8年度から段階的に休日の地域展開を実施しますので、市内5中学校での公平性を保つ観点から、当面の間、受益者負担金の徴収はしません。なお、受益者負担金の徴収については、実行委員会において継続して研究します。

(12) 年間活動計画、月間活動計画の作成について

平日部活動、休日地域クラブ活動が続く間は、部活動顧問が休日の指導希望の有無にかかわらず、目標や本方針を踏まえた年間活動計画を作成し、実行委員会に提出するものとします。実行委員会はその年間計画に基づき、外部指導者をマッチングし、派遣するものとします。その後、地域クラブ活動の主たる外部指導者が確定した場合は、その外部指導者が毎月の活動計画及び活動実績報告を実行委員会に対し、行うものとします。

(13) 各校コーディネーターの服務等について

休日地域クラブ活動の全体の現場責任者として各校コーディネーターを配置します。各校コーディネーターは主に学校部活動から地域クラブ活動への引継ぎ、休日地域クラブ活動時の学校施設の開錠及びセキュリティ解除、地域クラブ活動の巡回、学校施設開錠及びセキュリティ設定、週明けの地域クラブから学校部活動への引継ぎ業務を担います。各校コーディネーターの緊急連絡先及び連絡可能時間は以下のとおりです。勤務時間外は電話が繋がりませんので、ご注意ください。

- ① 天拝中コーディネーター 木村 千代治（きむら ちよじ）
業務用携帯 080-3167-1054 連絡可能時間 金土日月 8:30～17:00
- ② 筑紫野中コーディネーター R9 年度開始予定
- ③ 筑山中コーディネーター R9 年度開始予定
- ④ 二日市中コーディネーター R10 年度開始予定

⑤筑紫野南中コーディネーター R10 年度開始予定

(14)保険加入について

休日地域クラブ活動は、実行委員会が運営主体となるため、地域クラブ活動に参加する指導者及び生徒は全員、活動中の対人及び対物賠償を補償するスポーツ安全保険に加入します。事故等が発生した場合は、各校コーディネーターに直ちに報告してください。

(15)学校等との連携について

本市においては当面の間、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動が実施されることとなります。このため、生徒の部活動及び地域クラブ活動に影響がないよう、各校コーディネーターが中心となり、学校部活動と地域クラブの連携強化を図るものとします。

(16)大会参加について

中体連主催大会には、学校部活動もしくは地域クラブどちらかで出場することができます。ただし、地域クラブとして出場する場合、種目によっては指導者に求められる資格要件が厳しいものがあります。このため、実行委員会では中体連主催大会において、引き続き参加条件等を研究し、極力教員の引率が必要なく、地域クラブの指導者が引率できる体制づくりを目指します。文化部に関しても同様です。

(17)安全管理及び事故防止について

各地域クラブ活動に関する安全管理マニュアルを別紙で定めています。各指導者はマニュアルの内容を遵守してください。

(18)各種ハラスメントの防止について

各地域クラブ活動に関するハラスメント防止マニュアルを別紙で定めています。各指導者はマニュアルの内容を遵守してください。

(19)実行委員会事務局の所在及び保護者からの問い合わせ先について

①実行委員会事務局所在

〒818-0057

筑紫野市二日市南 1-9-3（筑紫野市生涯学習センター内）

筑紫野市部活動地域展開実行委員会事務局

（筑紫野市文化・スポーツ振興課内）

令和8年度担当者 西田

統括コーディネーター 村上

[TEL:092-925-4802](tel:092-925-4802) MAIL:club@city.chikushino.fukuoka.jp

②保護者からの問い合わせ先について

平日 9:00～17:00 上記実行委員会事務局まで

金土日月祝 8:30～17:00 各校コーディネーターまで

・天拝中コーディネーター 木村（きむら） 業務用携帯 080-3167-1054

※土日祝に各校コーディネーターが休暇を取得する際は、事務局職員が各校コーディネーターに代わり出勤します。代替出勤者業務携帯 080-3167-0967